

(補論)「税による補助額」の粗い試算と前提条件

島崎 謙治・佐藤 格

1. 試算の前提

確定給付年金(DB)および確定拠出年金(DC)が税制上どの程度優遇措置されているかについて、拠出時・運用時・受給時における「税による支出」(tax expenditure)に着目し比較する。また、両者につき賃金水準による差違をみるために、年収が300万円、750万円、1500万円のサラリーマンを想定する。なお、計算の簡便のために年収は40年間変わらないと仮定する(したがって年収1500万円というのは極めて稀な高額所得のサラリーマンである)。

表1は、拠出期間(40年)、給付期間(20年有期)など主な試算の前提条件をまとめたものである。

拠出時については、DBおよびDCとも年収の5%を事業主が掛金として拠出する(ただしDCについては拠出限度額年額55.2万円を上限とする)と仮定し、当該額(=損金算入額)に法人税等(法人税プラス法人事業税)の平均的な税率である40%(現行の法人税等の実効税率である39.54%をまるめた数値)を乗じたものを拠出時の「税による補助額」とする。

運用時については、試算1では、拠出された掛金がDBについては年利2.5%、DCについては1.5%で運用されると仮定し、その資産額に1.173%(現在課税が凍結されている特別法人税が将来にわたり凍結されると仮定している)を乗じたものを運用時の「税による補助額」としている。なお、DCの運用利回り1.5%は現在の長期金利に若干プラスした数値であり、DBの運用利回り2.5%はDCの運用利回り1.5%に1%のリスクプレ

ミアムを付した(通常DBのポートフォリオはDCに比べ株式等のリスク性資産の組入れ比率が高いことを考慮)ものであるが、この数値自体に特別根拠があるわけではない。このため、試算2として、DBの運用利回りもDC同様1.5%として計算した結果も掲げている。

給付時については、拠出期間終了後の資産が20年後にゼロになるように毎年均等の年金額が支給されるとし、その年金額の公的年金等控除額を算出し給付時の「税による補助額」を計算している。正確に言えば、DBおよびDCの受給額に[当該受給額に該当する]雑所得の税率を乗じた金額(a)と、DBおよびDCの受給額から公的年金等控除を差し引いた金額に[当該金額に該当する]雑所得の税率を乗じた金額(b)を計算し、(a)と(b)の差引額を給付時の「税による補助額」としている。細かいことをいえば、公的年金等控除はDBあるいはDC単体に適用されるものではなく、公的年金給付も含めた給付額全体に対してなされる。このため、公的年金給付を考慮に入れずに計算すると、給付時の「税による補助額」は過大に評価されることになる。しかし、本試算では、計算の簡便等のため公的年金給付を考慮せずに計算を行っている。

なお、拠出期間終了後も毎年年金として取り崩される残額は資産運用される(20年後に資産残高がゼロになるまで運用が行われる)。この運用に係る特別法人税凍結分も運用時の「税による補助額」に含めている。

2. 試算結果

試算結果については、DBとDCで運用利回りを異にしたもの(試算1)と同一にしたもの(試算2)を載せている。試算1では、運用利回りの相違は年金資産の額に反映されるため、給付額や給付時の「税による補助額」も影響を受けることになる。

拠出時は、年収が300万円あるいは750万円であれば、拠出時の「税による補助額」はDBでもDCでも等しくなる。しかし、年収が1500万円ならば、DCでは年間55.2万円という拠出の上限の影響を受けるため、年収が1500万円の場合の拠出時の「税による補助額」は、DBでは1200万円、DCでは883万円と異なることになる(試算1も試算2も同じである)。

運用時は、試算1では運用利回りの差が年金資産の額に反映される。また、年収が1500万円の場合には、DCに年間55.2万円という拠出の上限が設定されているため、DBとDCではさらに大きな差が生じることになる。例えば、年収が750万円ではDBの場合、年金資産額は2559万円となる。一方、年収が750万円の倍である1500万円であっても、DCの場合は拠出の上限の影響により年金資産額は3018万円にしかならない。試算2では、運用利回りがDB、DCともに1.5%であると想定しているため、年収が300万円あるいは750万円のケースの場合、運用時の「税による補助額」はDBでもDCでも同一となる。拠出時同様、DCにおいて拠出上限の制約を受ける年収1500万円の場合

に限り、運用時の「税による補助額」がDBとDCで異なり、DBでは1410万円となるのに対してDCでは1038万円となり、DBの「税による補助額」がDCの「税による補助額」に比べ大きくなる。

給付時の試算結果については、まず公的年金等控除の算定式について説明しておく。公的年金等控除は、公的年金等の金額が120万円まではその金額が、120万円から330万円までは一律に120万円が公的年金等控除の金額となる(公的年金等が330万円を超える場合の計算式は複雑であるが、本試算では330万円を超えるケースがないので説明は省略する)。試算1、試算2のいずれにおいても、年収が1500万円のケースでは、DB、DCともに年間の給付額は120万円から330万円の間に位置するため、給付時の「税による補助額」は、いずれも240万円(120万円×10% [雑所得の税率]×20年)となり差は生じない。年収が300万円のケースでは、年間給付額が120万円に満たないため、全額が公的年金控除の対象になり、運用利回りの差が給付時の「税による補助額」に反映される。年収が750万円のケースでは、試算1のDBの場合には、給付時の「税による補助額」は年収が1500万円のケースと同様に240万円となり、運用利回りが1.5%の場合とは異なる値となる。

(しまぎき・けんじ)

国立社会保障・人口問題研究所副所長)

(さとう・いたる)

同研究所社会保障基礎理論研究部研究員)

表 1 試算のパラメータ

保険料率	5%	
支給開始年齢	65歳	
運用利回り(試算1)	DB	2.5%
	DC	1.5%
運用利回り(試算2)	1.5%	
物価上昇率	0.0%	
拠出期間	40年	
給付期間	20年	

試算 1

	運用利回り (%)	年収 (万円)	年間 保険料額 (万円)	拠出時の 「税による 補助」 (万円)	年金資産 (万円)	運用時の 「税による補 助」の合計 (万円)	年間給付額 (万円)	給付時の 「税による 補助」 (万円)
DB	2.5	300	15.0	240	1024	370	64	128
		750	37.5	600	2559	926	160	240
		1500	75.0	1200	5118	1852	320	240
DC	1.5	300	15.0	240	820	282	47	94
		750	37.5	600	2050	705	118	235
		1500	55.2	883	3018	1038	151	240

試算 2

	運用利回り (%)	年収 (万円)	年間 保険料額 (万円)	拠出時の 「税による 補助」 (万円)	年金資産 (万円)	運用時の 「税による補 助」の合計 (万円)	年間給付額 (万円)	給付時の 「税による 補助」 (万円)
DB	1.5	300	15.0	240	820	282	47	94
		750	37.5	600	2050	705	118	235
		1500	75.0	1200	4101	1410	235	240
DC	1.5	300	15.0	240	820	282	47	94
		750	37.5	600	2050	705	118	235
		1500	55.2	883	3018	1038	151	240